

治癒報告書

年 組 番 名 前

病名	インフルエンザ (型) ・ 新型コロナウイルス感染症
発症日 (発熱した日)	月 日 *医師にご確認ください。
登校再開日	月 日

令和 年 月 日

保護者等名 _____

※「学校保健安全法施行規則」で、インフルエンザは「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで」、新型コロナウイルス感染症は「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」と出席停止期間が定められています。

※発症日を「0日」と数え、**最短でも6日間の出席停止**となるため、それより早く登校した場合は医師の診断書がない限り、帰宅の指示をしますのでご了承ください。

※登校開始日に①治癒報告書 ②薬名又は検査結果 が記載された文書を担任へご提出ください。

《参考》

例	月日		経過									
	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目			
			← 最短でも6日間の出席停止 →									
インフルエンザ	例1	発症後1日目に解熱した場合	発熱(発症)	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	発症後4日目	発症後5日目	登校可能		/	
			出席停止						登校可能			
	例2	発症後2日目に解熱した場合	発熱(発症)	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	発症後5日目	登校可能			
			出席停止						登校可能			
	例3	発症後3日目に解熱した場合	発熱(発症)	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	登校可能			
		出席停止						登校可能				
例4	発症後4日目に解熱した場合	発熱(発症)	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	登校可能			
		出席停止						登校可能				
例5	発症後5日目に解熱した場合	発熱(発症)	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	登校可能		
		出席停止						登校可能				
新型コロナウイルス感染症	例1	発症後1日目に症状が軽快した場合	発症	症状軽快	軽快後1日目	軽快後2日目	軽快後3日目	発症後5日目	登校可能		/	
			出席停止						登校可能			
	例2	発症後4日目に症状が軽快した場合	発症	症状あり	症状あり	症状あり	症状軽快	軽快後1日目	登校可能			
		出席停止						登校可能				
例3	発症後5日目に症状が軽快した場合	発症	症状あり	症状あり	症状あり	症状あり	症状軽快	軽快後1日目	登校可能			
		出席停止						登校可能				

***症状が軽快**とは、「**解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあること**」です。
 「**出席停止解除後、発症から10日を経過するまで**」は、**マスクの着用が推奨**されています。

*この用紙はインフルエンザ・新型コロナウイルス感染症専用です。他の学校感染症を発症した場合は、従来の登校許可書に医師の署名が必要となります。